

大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等

大規模小売店舗

名 称：（薬王堂栃木都賀店）

所在地：栃木県栃木市都賀町家中字三ツ塚 1 8 6 8 － 1 外

< 栃木市 >

電話：【商工振興課】0282-21-2759

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
総合政策課 21-2303	・ 意見等なし	・ ー
交通防犯課 21-2151	・ 指導事項等なし	・ ー
環境課 21-2422	・ 特になし	・ ー
福祉総務課 21-2201	・ 意見なし	・ ー
道路河川整備課 21-2401	・ 意見なし	ー
道路河川維持課 21-2403	・ 計画地に隣接する認定外道路及び水路の除草等、地先管理にご協力をお願いいたします。	・ 承知いたしました。可能な限り協力いたします。
上下水道総務課 25-2104	・ 指導事項等は特にありません。	・ ー
水道建設課 25-2105	・ 給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水設置工事申請を行うこと。	・ 給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水設置工事申請を行います。
下水道建設課 25-2111	・ 公共汚水ますや排水設備の設置をする際には、事前に下水道建設課と協議してください。 ・ 公共汚水ますや排水設備工事を行う際は、着手前に下水道建設課に申請し、栃木市下水道条例等の関連法令を遵守のうえ、施工してください。	・ 公共汚水ますや排水設備の設置をする際には、事前に下水道建設課と協議いたします。 ・ 公共汚水ますや排水設備工事を行う際は、着手前に下水道建設課に申請し、栃木市下水道条例等の関連法令を遵守のうえ、施工いたします。
都市計画課 21-2431	・ 屋外広告物を設置される場合は、栃木県屋外広告物条例に基づき許可申請が必要です。 ・ 高さ 10m を超える建築物又は建築面積 1,000 ㎡を超える建築物を建築される場合は、栃木市景観条例に基づき着工の 30 日前までに届出が必要です。 ・ 店舗面積 1,000 ㎡を超える大規模商業施設を建築する場合は、栃木市立地適正化計画に基づき開発行為及び建築行為の、それぞれ着工 30 日前までに届出が必要です。	・ 屋外広告物を設置する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づき許可申請を行います。 ・ 高さ 10m を超える建築物又は建築面積 1,000 ㎡を超える建築物を建築される場合は、栃木市景観条例に基づき着工の 30 日前までに届出いたします。 ・ 店舗面積 1,000 ㎡を超える大規模商業施設を建築する場合は、栃木市立地適正化計画に基づき開発行為及び建築行為の、それぞれ着工 30 日前までに届出いたします。
警防課 23-0070	・ 特になし	・ ー
商工振興課 21-2508	・ 意見なし	・ ー

名 称：（薬王堂栃木都賀店）

所在地：栃木県栃木市都賀町家中字三ツ塚 1 8 6 8 － 1 外

< 栃木県 >

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
地域振興課 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-2234	・ 国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の要否について、栃木市都市計画課に確認してください。	・ 国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出は必要ないことを確認しました。
県民協働推進課 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・ 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・ 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm × 15 cm）を行ってください。	・ 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い 20 歳未満の者に販売しないようにいたします。 ・ 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
環境保全課 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・ 3000m2 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。	・ ー ・ 3000m2 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出を行います。小山環境管理事務所環境対策課と協議を行います。
資源循環推進課 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	・ 栃木県では令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・ 栃木県では令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いた	・ リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。 ・ 食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。

	だき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
交通政策課 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応をいたします。
道路整備課 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	・－
道路保全課 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、栃木土木事務所と協議願います。	・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変がありますので、道路法第24条の申請を行います。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないよう計画いたします。 ※詳細については、土木事務所と協議いたします。
上下水道課 TEL:028-623-2507	・汚水処理計画及び雨水処理計画については、栃木市担当課と協議してください。（回答不要）	・－
都市政策課 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	<開発指導担当> 都市計画法第29条の開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議してください。（栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2444） <景観づくり担当> ・栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議して下さい。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議してください。（協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431） <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、栃木市都市計画課と協議してください。（協議先：栃木市都市計画課 0282-21-2431） ・自動車の駐車のに供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、栃木市都市計画課（駐車場担当）に確認してください。	<開発指導担当> 都市計画法第29条の開発許可について、栃木市都市計画課と協議いたします。 <景観づくり担当> ・栃木市景観計画に定める行為の届出について、栃木市都市計画課と協議いたします。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について栃木市都市計画課と協議いたします。 <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合、栃木市都市計画課と協議いたします。 ・駐車場法に基づく技術的基準に適合するよう設置いたします。

	(協議先：栃木市都市計画課 0282-21-2431) ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 ＜盛土安全推進班＞ ・令和7年4月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規制区域を指定し、法の運用を開始します。 ・令和7年4月1日以降に、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となりますので、盛土規制法に基づく手続きの要否について、協議願います。なお、規制区域の内外を確認したい場合については、県のホームページを御確認ください。 (相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)	・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。(出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保) ＜盛土安全推進班＞ ・令和7年4月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規制区域を指定し、法の運用を開始の件、承知いたしました。 ・令和7年4月1日以降に、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となりますので、盛土規制法に基づく手続きについて、協議いたします。
都市整備課 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477	・指導事項等特にありません。	・－
建築課 TEL:028-623-2514 FAX:028-623-2489	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市建築指導課(0282-21-2441)と協議願います。なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班(メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願います。	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市建築指導課と協議いたします。なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、後日、報告いたします。
警察本部交通規制課 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	・令和7年2月6日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・－ ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議いたします。
経営支援課 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・指導事項等なし	・－